

平成 21 年 4 月 16 日

文化庁文化部国語課 御中

「新常用漢字表（仮称）」に関する試案について

以下の通り、意見を申し述べます。
よろしく願いいたします。

団体名・住所・電話：

社団法人 日本書籍出版協会
〒162-0828 東京都新宿区袋町 6 番地
電話 03-3268-1303

社団法人 日本雑誌協会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1 - 7
電話 03-3291-0775

意見：

社団法人 日本書籍出版協会
国語問題委員会

社団法人 日本雑誌協会
表記委員会

漢字表をめぐる審議を積み重ね、試案という形でまとめられた成果に敬意を表します。

今回の見直しは四半世紀以上の歳月を経てなされたこととなりますが、言葉をめぐる激動の時代にあつて、今後定期的な見直しが不可欠であるとの認識を明確に示され、心強さを覚えます。継続的連続的な国語施策への取り組みは、国際化、情報化と声高に叫ばれる社会環境にあつて、ますます重要性を増しており、状況に即した対応は時代の要請であると言って過言ではありません。

この前提に立って、「漢字表」の三つの構成要素である字種、音訓、字体について概観することにします。

（１）字種について

なるべく単純明快なものを、との視点から「準常用漢字」およびそれに類する考え方は採用しないという結論を支持します。その結果として増加文字数、採用文字数も無理のない規模に収まったという印象があります。

固有名詞に対する線引きなどいくぶん論議の余地は残るものの、字種選定の手順・判断など、十分な説得力を有していると考えます。

（２）音訓について

日本語表記に漢字を用いることから生じるデリケートな問題を含みます。日本語表記の柔軟な豊かさという特質と、一般社会生活における「コミュニケーションの手段」という位置づけの葛藤と言い換えてもいいでしょう。

漢字と読み（意味）は必ずしも一対一対応ではありません。にもかかわらず、これは「漢字表」を参照するにあたってわれわれの側の問題でもありますが、しばしば「漢字表」の意図を越えたところで、独り歩きし過剰に権威化してゆくきらいを否定できません。「付」に【「異字同訓」の漢字の用法例】を掲げることは、この点から危惧を覚えます。どうしても必要との判断であれば、せめて規範性にとらわれることなく、文章の前後関係の中で弾力的に対応する必要がある旨、注記するなどの御配慮をお願いします。

（３）字体について

今回の試案でもっとも議論になる点であり、また委員各位におかれてもどのような意見が集まるのか注目されている点であろうと拝察いたします。

目安としての漢字表という位置づけは理解できますが、「目安」であるがゆえに基本的な考え方が見えなくなるという事態は避けねばなりません。標準の字体の変更に伴う混乱の可能性は御指摘の通りですが、「漢字表見直し」にあたってある程度の混乱は不可避です。大切なことは混乱がいかにか収束されるか、誰の目にも明らかでない整合性と継続性が骨格として示されることによって収束していくことだと考えます。

そこで字体採用にあたって、次のように提案と要望を列挙いたします。

平成12年の「表外漢字字体表」で「印刷標準字体」とされたものを採用する。原則として「簡易慣用字体」はとらない。「曾」については「僧」との兼ね合いをどうするか、という意見があると聞きましたが、現行の「常用漢字表」で「仏」と「沸」があるように文字の構成要素に左右されるのではなく、使用実態と、日本におけるその字体の受容の歴史的継続性が重視されています。したがって「曾」と「僧」の並列は問題にならないでしょう。

上記「表外漢字字体表」の、いわゆる「3部首」問題については現行の「常用漢字表」で示された「通用字体」の形に揃えて表示する。

また、同表でいう「デザイン差」との関連で、追加字種には「デザイン」上のばらつきが散見されます。これらについても現行「通用字体」に合わせた方がいいのかどうか議論になり、当委員会として意見を一本化するにはいたりませんでした。

以上を踏まえ、採用字体の整理・再検討を要望します。

総合的な漢字政策の構築の必要性のうたわれていることは当然ですが、国語施策についてはあくまで文化審議会がリードすべきです。はじめに文字コードありき、のような事態はあってはならぬことと強調しておきます。

以 上